資料３

現任研修について

１．受講対象者

　　（大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱）　第３条養成研修等（抜粋）

２　府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第４条第２項及び第３項により登録された者に対し、技術等を向上させるための現任研修を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書（様式第１－２号）を交付するものとする。

（大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱）　第４条（抜粋）

３　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第２項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

２．受講免除について

　　令和元年度の盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループにおいて、次の要件を全て満たすものは、現任研修の受講を全て免除することとしている。

　①年間を通じて概ね月１回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。

　②盲ろう者等社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前承認を得ていること。

３．令和3年度の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内訳 | | 人数 |
| 令和3年現任研修対象者 | | 309人 |
|  | 免除者 | 80人 |
|  | 受講対象者 | 229人 |

４．受講免除の見直しについて

　　以下のとおり、令和4年度より免除規定の変更を行う。

　（変更案）

　　盲ろう者等社会参加支援センター連携機関において雇用契約のもと従事し、同機関から事前承認を得ている者は、現任研修の受講を全て免除する。